

改正前	改正後																		
<p>岩手県農業農村整備事業関係 ICT活用工事試行要領</p> <p>（趣旨） 第1 【略】</p> <p>（定義） 第2 ICT活用工事とは、以下に示す施工プロセスにおいて、ICT施工技術を活用する工事（次の(1)～(5)を実施する工事）をいう。 (1) 3次元起工測量 <u>起工測量において、次のア～キの方法により、3次元測量データを取得する3次元計測技術による測量を行う（複数選択可）。</u> <u>ア トータルステーション（TS）等光波方式を用いた起工測量</u> <u>イ トータルステーション（TS）（ノンプリズム方式）を用いた起工測量</u> <u>ウ 空中写真測量（無人航空機（UAV））を用いた起工測量</u> <u>エ 地上型レーザースキャナー（TLS）を用いた起工測量</u> <u>オ 無人航空機搭載型レーザースキャナー（LS）を用いた起工測量</u> <u>カ 地上移動体搭載型（UAV）レーザースキャナーを用いた起工測量</u> <u>キ RTK-GNSSを用いた起工測量</u> (2) 3次元設計データ作成 <u>発注図書や(1)で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。</u> (3) ICT建設機械による施工 <u>(2)で得られたデータまたは施工用に作成した3次元データを用いて下記ア～オに示す技術（ICT建設機械）により施工を行う。</u> <u>ア 3次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術</u> <u>イ 3次元マシンコントロール（バックホウ）技術</u> <u>ウ 3次元マシンコントロール（モータグレーダ）技術</u> <u>エ 3次元マシンガイダンス（ブルドーザ）技術</u> <u>オ 3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術</u> (4) 3次元出来形管理等の施工管理 <u>(3)により施工された工事完成物について、3次元計測データや施工履歴データ等による出来形管理及び品質管理を行う。</u> <u>なお、出来形管理については、原則、面管理で行うこととするが、施工現場の条件により面管理が非効率になる場合は、監督員との協議の上、管理断面による出来形管理を行ってもよい。</u> (5) 3次元データの納品 <u>3次元データを工事完成図書として納品する。</u></p> <p>2 【略】</p> <p>（対象とする工事の選定） 第3 ICT活用工事は、次に示す工種を含む工事を対象とし、現場条件等の施工性や、地元の合意状況等を勘案し、発注者が選定するものとする。 なお、選定に当たっては、事前に農村建設課事業担当に相談するものとする。 <u>(1) 土工（当該工種のICT活用工事を「ICT土工」という。）</u> <u>1件の工事における扱い土量の合計が1,000m³以上とする。</u> <u>なお、土工量1,000m³以上の工事とは、土の移動量の計が1,000m³以上のものであり、例えば、掘削土量500m³、盛土土量500m³の工事は1,000m³として扱う。</u> <u>また、作業土工のみの工事は、対象としない。</u> <u>(2) ほ場整備工（当該工種のICT活用工事を「ICTほ場整備工」という。）</u> <u>1件の工事における施工面積が1.0ha以上とする。</u> <u>(3) 舗装工（当該工種のICT活用工事を「ICT舗装工」という。）</u> <u>1件の工事における施工面積が3,000m²以上とする。</u> <u>(4) 付帯構造物工（当該工種のICT活用工事を「ICT付帯構造物工」という。）</u> <u>土工、ほ場整備工事及び舗装工事の関連施工工種として実施することとする。</u> <u>ア コンクリートブロック積み</u> <u>イ コンクリートブロック張り</u></p>	<p>岩手県農業農村整備事業関係 ICT活用工事試行要領</p> <p>（趣旨） 第1 【略】</p> <p>（定義） 第2 ICT活用工事とは、以下に示す施工プロセスにおいて、ICT施工技術を活用する工事（次の(1)～(5)を実施する工事）をいう。 (1) 3次元起工測量 [削る] (2) 3次元設計データ作成 [削る] (3) ICT建設機械による施工 [削る] (4) 3次元出来形管理等の施工管理 [削る] (5) 3次元データの納品 [削る]</p> <p>2 【略】</p> <p>（対象とする工事の選定） 第3 ICT活用工事は、次に示す工種を含む工事を対象とし、現場条件等の施工性や、地元の合意状況等を勘案し、発注者が選定するものとする。 なお、選定に当たっては、事前に農村建設課事業担当に相談するものとする。</p> <p>適用工種及びICT施工技術を活用する工事の施工規模</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>3次元起工測量</th> <th>3次元設計データ作成</th> <th>ICT建設機械による施工</th> <th>3次元出来形管理等の施工管理</th> <th>3次元データの納品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土工</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○ 1件の工事における扱い土量の合計が1,000m³以上</td> <td style="text-align: center;">○ 1件の工事における扱い土量の合計が1,000m³以上</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>ほ場整備工</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○ 1件の工事における施工面積が1.0ha以上</td> <td style="text-align: center;">○ 1件の工事における施工面積が1.0ha以上</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>		3次元起工測量	3次元設計データ作成	ICT建設機械による施工	3次元出来形管理等の施工管理	3次元データの納品	土工	○	○	○ 1件の工事における扱い土量の合計が1,000m ³ 以上	○ 1件の工事における扱い土量の合計が1,000m ³ 以上	○	ほ場整備工	○	○	○ 1件の工事における施工面積が1.0ha以上	○ 1件の工事における施工面積が1.0ha以上	○
	3次元起工測量	3次元設計データ作成	ICT建設機械による施工	3次元出来形管理等の施工管理	3次元データの納品														
土工	○	○	○ 1件の工事における扱い土量の合計が1,000m ³ 以上	○ 1件の工事における扱い土量の合計が1,000m ³ 以上	○														
ほ場整備工	○	○	○ 1件の工事における施工面積が1.0ha以上	○ 1件の工事における施工面積が1.0ha以上	○														

ウ 石積(張)工
 エ コンクリート側溝工
 オ コンクリート管渠工

舗装工	○	○	○ 1件の工事における施工面積が3,000m ² 以上	○ 1件の工事における施工面積が3,000m ² 以上	○
水路工	＝	○	＝	○ 施工延長が100m以上	○
暗渠排水工	○	○	○ 1ほ場ごとにおける施工延長が10a当たり100m以上、かつ対象とする施工延長が1.1km以上	○ 1ほ場ごとにおける施工延長が10a当たり100m以上、かつ対象とする施工延長が1.1km以上	○
ため池改修工	○	○	＝	○ 堤高15m未満の堤体	○
地盤改良工	○	○	○ 制限なし	○ 制限なし	○
法面保護工	○	○	＝	○ 制限なし	○
付帯構造物工	＝	○	＝	○ 他工種の施工規模と同様(単独ではなく他工種の関連施工工種として実施すること)	○

2 ICT活用工事の対象とする適用範囲は、岩手県農林水産部制定の農業土木工事施工管理基準(出来形管理基準及び規格値)及び岩手県土木整備部制定の土木工事施工管理基準(出来形管理基準及び規格値)による出来形管理で定める工種のうち、農水省ガイドライン表1-1 T S等光波方式出来形管理技術の適用範囲、表1-2 T S(ノンプリズム方式)出来形管理技術の適用範囲、表1-3 U A V空中写真測量出来形管理技術の適用範囲、表1-4 T L S出来形管理技術の適用範囲、表1-5 U A Vレーザー出来形管理技術の適用範囲、表1-6 地上移動体搭載型L S出来形管理技術の適用範囲、表1-7 R T K-G N S S出来形管理技術の適用範囲、表1-8 施工履歴データを用いた出来形管理技術の適用範囲等によるものとするが、詳細な実施内容については、受注後に発注者・受注者間で協議を行い決定するものとする。

なお、災害復旧工事、その他特別な事情等がある工事については対象としない。

3 [略]

(実施手続)～(工事費の積算)

第4～9 [略]

(補則)

第10 この要領に定めのない事項については、必要に応じてその都度定める。

附 則(令和4年10月27日付け農計第444号)
 この要領は、令和4年11月1日から施行する。

2 ICT活用工事の対象とする適用範囲は、岩手県農林水産部制定の農業土木工事施工管理基準(出来形管理基準及び規格値)及び岩手県土木整備部制定の土木工事施工管理基準(出来形管理基準及び規格値)による出来形管理で定める工種のうち、農水省ガイドライン出来形管理編によるものとするが、詳細な実施内容については、受注後に発注者・受注者間で協議を行い決定するものとする。

なお、災害復旧工事、その他特別な事情等がある工事については対象としない。

3 [略]

(実施手続)～(工事費の積算)

第4～9 [略]

(補則)

第10 この要領に定めのない事項については、必要に応じてその都度定める。

附 則(令和4年10月27日付け農計第444号)
 この要領は、令和4年11月1日から施行する。
 附 則(令和6年9月6日付け農計第364号)
 この要領は、令和6年10月1日から施行する。